

AYSA例会

# シニア六法とコンプライアンス

令和6年12月19日

AYSA西部部会 KTM

1



シニア六法 一般の六法全書とは異なり、高齢者・シニア世代にとって関連すると思われる六項目についての法令や制度を解説したもの

- 年金制度:
- 介護保険制度:
- 医療制度:
- 福祉サービス:
- 相続・遺言:
- その他の高齢者支援制度:

本書に紹介記載されている内容

- 第1章 法律の基本と最近の動き
- 第2章 認知症トラブルのあれこれ
- 第3章 資産を守るために
- 第4章 高齢者の医療・介護制度
- 第5章 未来のための相続と遺産
- 第6章 夫婦に関するもめごと

2

(テーマ選択のきっかけ)

## 健康で幸せなトシヨリになるために、思うこと

- 80才過ぎた人生の時間は、儲けもの(好きに楽しく生きる)
- 「老・病・死」は身近なもの、無駄な抵抗はしない
- できないことを嘆くよりも、考え方を変えればよい
- ルーチンと散歩で、「脚」と「脳」の劣化を予知する

しかし、これから先、どんなトラブルが起こるかわからない

(最近、軽認知の異変を感じることもある?)

高齢者の医療介護制度やシニアトラブルの事例について理解・整理しておきたい!!

3

## 本日の雑談内容

1. 法律の基本について復習  
(法的責任、賠償・刑罰、責任能力)
2. 高齢者の医療・介護制度の現状
3. 高齢者・シニアに係るトラブルあれこれ  
(特に、介護トラブルや認知症トラブルの事例)
4. 身近なコンプライアンス問題(ハラスメント)

4

## 1 法律の基本について(復習)

法律体系の基本(六法)

法的責任とは

損害賠償・刑罰

責任能力の有無

5

## 法律はなぜ必要か?

### 1. 社会秩序の維持:

法律がなければ、社会全体が機能しなくなり、個々の行動や対立が混乱を引き起こす。法律は社会全体の秩序を保つ役割を果たす。

### 2. 権利と義務の保護:

個人や団体の権利を保護し、同時にそれに伴う義務を定める。個人や集団が不当な扱いを受けない公正な取引や関係が築かれるように保護する。

### 3. 紛争解決の手段:

法律は紛争や対立が発生した際の解決手段を提供する。これにより、個人や組織間の紛争が法的に公正かつ効果的に解決されることが期待される。

### 4. 経済活動の促進:

法律は契約や商取引を規制し、企業活動や経済発展を支援する。法的な枠組みがあることで、安定したビジネス環境が提供され、投資や成長が促進される。

### 5. 社会の価値の反映:

法律は社会の価値観や倫理観を反映する役割も果たす。法律は時代と共に変化し、社会の進展やニーズに応じて適応していく必要がある。

6

## 日本の法律の歴史

日本の法律は歴史の中で時代背景や社会的なニーズに応じて発展してきた

### ●古代(奈良時代以前):

古代日本においては、法律は神話や風習に基づいて形成された。『古事記』や『日本書紀』に、当時の神話や伝承は記されている。

### ●律令制度(710年 - 1185年):

奈良時代から平安時代初期にかけて、中国の律令制度に基づいて国家の統治を目的とする法制度(領主や国家の権限)が發布された。

### ●武士の時代(1185年 - 1868年):

戦国時代・江戸時代にかけて、法制度は武士階級の間での秩序維持や紛争解決を目的として武士や領主、将軍家によって整備された。

### ●近代以降(明治時代以降):

明治維新以降、日本は西洋の法制度を取り入れる動きが強まり、1871年には「大日本帝国憲法」が制定され、その後、民法や刑法など多くの法律を整備。

8

## 日本の法律体系の基盤(六法)

### ①日本国憲法:

国家の基本法であり、国民の基本的な人権や国の統治機構を定めている。

### ②民法:

個人間の権利関係を規律する法律で、物権法、債権法、親族法、相続法など。

### ③刑法:

犯罪と刑罰を定める法律で、犯罪行為に対する処罰を規定する。

### ④商法:

企業活動や商取引に関する法律で、商人や会社、取引行為について規律。

### ⑤民事訴訟法:

民事事件における訴訟手続きを定める法律。

### ⑥刑事訴訟法:

刑事事件における訴訟手続きを定める法律。

これらの法律が基盤となり、日本の法体系全体が成り立っているため、六法が重要視される。

8

## (責任の意味) 法的責任とは？

- 法的責任とは、法律や契約に基づく義務や義務違反に対する責任を負うことを意味する（違反すると、刑罰や賠償などの制裁が科される）

### ※民法第1条(基本原則)

1. **私権(個人の権利)は、公共の福祉に適合しなければならない。**  
私権は、公共の福祉、つまり社会全体の利益や秩序を害さない範囲で行使されるべきである。個人の自由は尊重されるが、社会全体の利益との調和も重要とされる。
2. **義務の履行は権利の行使および、信義に従い誠実に行わなければならない。**  
権利を行使するときや義務を果たすときには、「信義誠実の原則」に基づき、誠実で真摯な態度で行動しなければならない。つまり、他人に対する正直で誠意ある行動が求められる。
3. **権利の濫用は、これを許さない。**  
権利は正当な目的のために行使されなければならない、他人に不当に損害を与えるために権利を行使することは許されません。

9

## (刑事責任の場合) 刑罰について

### ※刑法第199条(殺人罪)

人を殺した者は、死刑、または無期、もしくは5年以上の懲役に処する。

- ①刑法の犯罪は、故意または過失の違いによって、刑罰の重さが違う。

行為の悪質性と刑罰の重さ

行為の悪質性: 故意、過失、重大な過失?

刑罰の重さ: 犯罪になるか、どんな罪名になるか?

例えば、

故意・過失・・・殺人罪、傷害罪、傷害致死罪

過失・・・・・・・過失傷害罪、過失致死罪

重大な過失・・・重過失傷害罪、重過失致死罪

10

## (民事責任の場合) 損害賠償責任について

### ※民法第709条(不法行為による損害賠償責任)

故意、または過失によって他人の権利、または法律上保護される義務を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

#### ①故意または過失

故意とは意図的にわざと行為に及ぶこと。過失とはつうっかりと誤って行為をしてしまう事。

#### ②権利または法律上保護される利益の侵害

生命・身体・財産、等の権利・利益の侵害は判断しやすいが、精神的な苦痛はどの範囲までどの程度保護されるのかはケースにより異なる。

#### ③これによって生じた因果関係

原因から結果発生に至るまでの因果関係だけでなく、偶発的でない関係性の立証が必要。

#### ④損害

損害には、具体的に発生した損害費用だけでなく、休業補償や死亡・逸失費用も含まれる。加害者の故意・過失は損害額の算定にはあまり影響しない。

11

## 責任能力の有無についての裁定

### ●責任能力

法律違反の行為をしたことに対する責任は問われる。

(その人に「非難に値するものや原因が存在する」ことが大前提である)

### ●責任能力が認められない場合(刑法上の責任能力と民法上の責任能力は異なる)

#### ※刑法第39条(心神喪失および心神耗弱)

第1項 心神喪失者の行為は、罰しない。

第2項 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

その他の条文 (心神喪失の状態で重大な他害行為を行なった者に関する法律)

第33条 心神喪失の場合、検察官による医療および観察等の申し立て

#### ※民法第3条の2(意思能力)

法律行為の当事者が意思表示をしたときに意思能力を有しなかった時にはその法律行為は、無効とする。

(例えば、認知症、泥酔者、精神障害者のケースには判断能力が不十分)

12

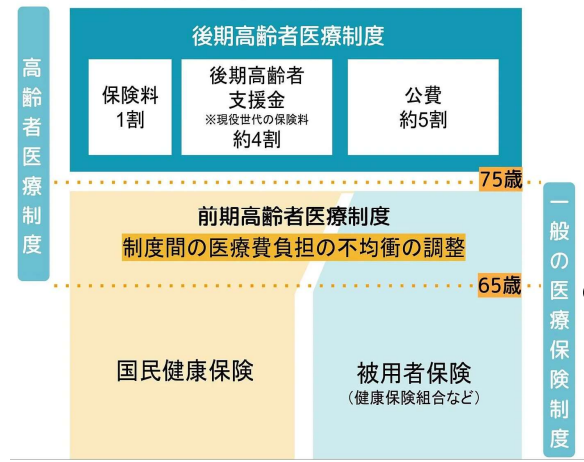
## ② 高齢者の医療・介護制度の現状について

### ● 高齢者医療制度 (高齢者が健康で安心して暮らせるように支援)

- 健康保険制度(一般)
- 後期高齢者医療制度  
75歳以上の高齢者を対象とした制度で、医療費の負担を軽減するための特別制度。
- 介護保険制度:  
認知症や身体的な介助が必要な高齢者のための制度で、介護サービスの提供や費用の一部を補助する制度



## 後期高齢者医療制度の概要



- 制度の対象者:  
75歳以上の高齢者を対象とした制度で医療費の負担を軽減する特別制度。
- 保険料の金額:  
条例により決定、個人単位、2~3年毎に改定
- 自己負担の割合:  
一般的には医療費などの1割

## 後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

# 令和6年4月から 後期高齢者医療制度が 見直されます

少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。



R6. 12より、健康保険証の廃止、マイナンバーカードに移行

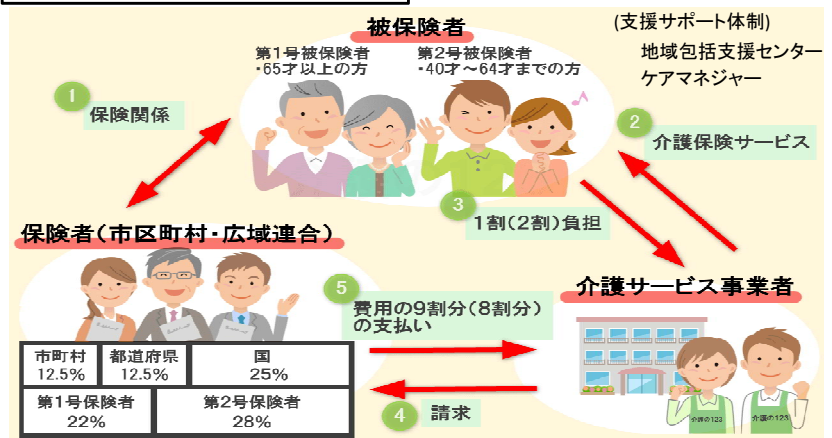
### 後期高齢者の保険料の負担割合を見直します

- ◆ 後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支援金については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時に比べ、後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっています。
- ◆ そのため、令和6年度から「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支援金」

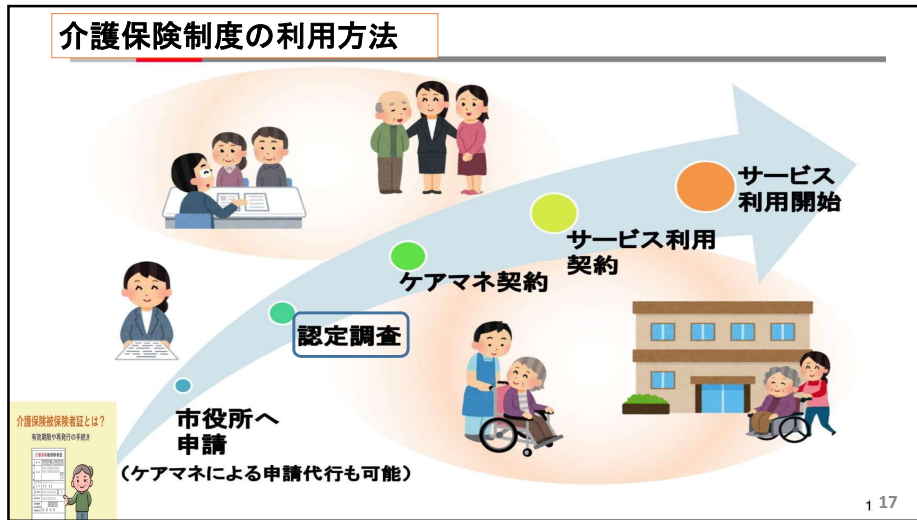


## 介護保険制度の仕組み

(介護保険は社会全体で高齢者の介護を支える仕組み)







### (認定調査) 基本チェックリストの質問リスト

1～5問: **日常生活関連動作**について  
① バスや電車ですりや壁を……

6～10問: **運動機能**について  
⑥ 階段を手すりや壁を……

11、12問: **栄養状態**について  
⑪ 6か月で2～3kg以上……

13～15問: **口腔機能**について  
⑬ 半年前に比べて……

16～25問: **閉じこもり、認知症、うつ** ……

No.	質問項目	回答 (いずれかに○を お付け下さい)	
1	バスや電車ですりや壁を……	0 はい	1 いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0 はい	1 いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0 はい	1 いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0 はい	1 いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0 はい	1 いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0 はい	1 いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい	1 いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0 はい	1 いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1 はい	0 いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1 はい	0 いいえ
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1 はい	0 いいえ
12	身長 (cm) 体重 (kg) (BMI= ) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい	0 いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい	0 いいえ
15	口の湿きが気になりますか	1 はい	0 いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0 はい	1 いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい	0 いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	1 はい	0 いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい	1 いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1 はい	0 いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1 はい	0 いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった	1 はい	0 いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽しんでできていたことが今ではおっくうに感じられる	1 はい	0 いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1 はい	0 いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1 はい	0 いいえ

(注) BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当とする。

18

### 【要介護・要支援について】

**自立** 日常生活を送るうえで、介護サービスなどの支援が必要ない状態

**要支援** 日常生活を送るうえで、多少の支援が必要な状態

**要介護** 日常生活全般において、誰かの介護が必要な状態

#### 支援認定度の決定

訪問調査結果  
コンピュータ判定  
主治医の意見書  
介護認定審査会

#### 要介護・要支援度の状態区分

要支援 1	日常生活の基本動作はほぼ自分で行えるが、薬や金銭の管理、家事などで社会的支援が必要な状態。
要支援 2	歩行などの身体的動作に不安があり、要支援1よりわずかに機能が低下。何らかの支援が必要な状態。
要介護 1	食事や排泄は自分でできるが、心身の状態が不安定であったり認知機能の低下などにより部分的な介護が必要な状態。
要介護 2	日常作業の動作についても部分的な介護が必要で、排泄などでも一部助けが必要。理解力の低下も見られる。
要介護 3	食事、排泄などで一部手助けが必要で、その他の日常生活でも一人でできないことがあるためほぼ全面的な介護が必要な状態。問題行動も見られる。
要介護 4	重度な認知症があり、介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。心身の状態が低下しており、食事や排泄でも手助けが必要。
要介護 5	寝たきりの状態で、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。心身の状態が低下し、医師の伝達も困難。

19



## 令和6年度 介護保険制度の改正

- 第1号被保険者の保険料率が引き上げ(高所得者が対象)
- 令和6年度の介護報酬の改定
  1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
    - 居宅介護支援事業所が介護予防支援の追加
    - 介護サービスの充実(医療と介護の連携・看護師や薬剤師によるケア、感染症や災害への対応、認知症・看取りへの対応、高齢者虐待の発生・再発防止)
    - 福祉用具貸与の見直し
  2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
    - リハビリや機能訓練、口腔、栄養ケアの取り組み強化
    - 科学的介護情報(LIFEなど)の活用
  3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
    - 介護職員の処遇改善
    - 介護ロボットやICTの活用促進
  4. 制度の安定性・持続可能性の確保
    - 介護医療院、介護老人保健施設の室料負担の見直し

### 2025年度問題

- ・団塊世代の後期高齢化に伴う介護サービス利用者の急増
- ・介護人材の不足
- ・介護施設の低報酬倒産

### シニアのトラブル

## ③ 高齢者・シニア世代に係るトラブルあれこれ

近年、核家族化が進み、高齢者世帯が全体の過半数を占めている。特に、「老々介護」や「認認介護」の世帯が増え、事故やトラブルが多発している。

また、高齢者自身の「脳の劣化」に伴う認知症患者数も増加傾向にある。認知症患者は、加害者にも被害者にもなるトラブルを発生しやすい。

#### ●介護トラブル

- 例1 介護者による虐待
- 例2 介護者による介護放棄・殺人
- 例3 介護者によるパワハラやセクハラ

#### ●認知症トラブル

- 例1 交通事故・万引き
- 例2 カスタマーハラスメント
- 例3 オレオレ詐欺
- 例4 無断契約

### 介護トラブル例1

## 介護者による虐待の実態

近年、虐待の件数は家族や親族によるものが増加している(特に、子供、同伴者)

- 身体的虐待
  - 暴力行為などで身体に傷や痛みを与える行為
- 介護・世話の放任(ネグレクト)
  - 意図的かどうかは問わず、介護や生活の世話をを行っている家庭がそれを放棄や放任をし、生活環境や身体・精神状態を悪化させている
- 心理的虐待
  - 暴言、脅しや屈辱等の言語や威圧的な態度・無視、嫌がらせによって精神的・情緒的苦痛を与えることや、外部との接触を意図的に・継続的に遮断する行為
- 性的虐待
  - 本人との間で合意が形成されていない性的な行為、その強要
- 経済的虐待
  - 本人との合意なしに財産や金銭を横領・騙し取り、本人が希望する金銭の使用を理由もなく制限すること

## 高齢者虐待の通報義務 (虐待の話を耳にした場合)

※高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律：第7条(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命、又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない

#### ●通報を受けた市町村の対応:

- 高齢者の安全確保のため、積極的介入が必要:
- ・立ち入り調査:
- ・高齢者の保護(養護者との分離)
- ・老人福祉法に基づく老人福祉施設への措置
- ・面会の制限
- ・養介護施設・養介護事業所への指導等

- ・確認と評価:
- ・対話と支援:
- ・報告と相談:
- ・対処と解決策の検討:
- ・フォローアップと再評価:

## 介護トラブル例2

## 介護者による介護放棄・殺人

## ※刑法 第218条(保護責任遺棄等罪)

老年者、幼年者、身体障害者、または病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、またはその生存に必要な保護をしなかったときは、3ヶ月以上5年以下の懲役に処する。

## 介護放棄の場合

## 刑法 第219条(遺棄等致死傷罪)

前2条の罪を犯し、よって人を死傷させたものは、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

## 介護殺人の場合

## 刑法 第199条(殺人罪)

人を殺した者は、死刑、または無期、もしくは5年以下の懲役に処する。

25

## 介護トラブル例3

## 介護者に対するパワハラ

## ●パワハラ行為

- ・ケアプラン対象外の用事を依頼して、拒絶すると暴言や嫌がらせをする
- ・自分の要求が満たされないと、責任者を呼び出して、介護職員の交替を要求し、怒鳴ったりする
- ・食事のため介添えすると、唾を吐いたり、手をつねったり、噛んだりするなどの暴力に及ぶ

## ※刑法 第223条(強要罪)

第1項 生命、身体、自由、名誉、もしくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、または暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害した者は、○年以下の懲役に処する。

## ★利用者による介護者に対するパワハラはなぜ起こるのか？

- ・訪問介護職員を「なんでも頼めるお手伝いさん」のように勘違いしている。
- ・家族に対する支援サービスではない  
(訪問介護の支援内容は、ケアプランで定められたものに限定されている)

26

## 認知症トラブル

## 高齢者の認知症トラブルあれこれ

認知症者は、加害者にも、被害者にもなるので、トラブルを防ぐために早期の対策と継続的な見守りが必要。

## 1. 金銭管理の問題(被害)

事例: 認知症を患う高齢者が自分の銀行口座から大金を引き出したり、詐欺にあう

事例: 認知症の進行に伴い自分の意思を明確に伝えられず、遺言や契約に関する無断契約をする(オレオレ詐欺、偽契約)

## 2. 迷子や事故のリスク

事例: 認知症の高齢者が自宅や介護施設から外出し、迷子になったり事故に遭う。

## 3. 社会的な孤立

事例: 認知症の症状が進行すると、友人や家族とのコミュニケーションが難しくなり、孤立感を感じて目の前の物や事のみに関心を奪われる。(万引き)

27

## 認知症トラブル(加害者の場合)

## 加害者になる認知症の事例と原因

## 事例

- 他人の自動車に硬貨などで傷を付けた事件(器物損壊罪)
- 過失による失火や自動車事故
- コンビニエンスストアで食品万引き事件(窃盗罪)
- 無銭飲食の繰り返し(詐欺罪)
- 女性の下着盗み撮り痴漢事件(強制わいせつ罪)

## 原因

- 判断能力が低下しているために、注意力が散漫になっている。
- 体力全般の衰えから、必要な手順で行動を抑制できない。
- 本能的に、目の前の物に魅力を感じ、快樂(面白さ)を求める。

28

認知症高齢者によるトラブル

### 例1. 交通事故

責任問題について (過失運転致死傷罪)



- **刑事責任**  
普通運転している以上、責任能力はあると判断される
- **民事責任**  
損害賠償は必要であり、その限度額を超える損害は任意保険で対処する。  
債務の免責は認められない。支払えない時は自己破産になる。
- **家族の責任**  
認知症が進行していて普段から危険を感じるほどであれば、場合によっては監督責務と賠償責務が発生することもある

(道路交通法)

- 70才以上の高齢者は、運転免許証の更新時に高齢者講習を受けることを義務化
- 一定の違反癖がある75才以上には、その都度認知症試験も義務付けられる
- 高齢者は運転免許証を早く返納したほうがよい(事故経験者)

認知症高齢者によるトラブル

### 例2. 万引き

※刑法第235条 (窃盗罪)

10年以下の懲役または50万円の罰金

- 常習犯(繰り返し窃盗)
  - ・再犯率が高い
  - ・犯行する場所がいつもまっている
  - ・商品は食料品や酒類で自己消費するもの
  - ・金額が比較的少額である
  - ・手口が簡単で、幼稚である
  - ・計画性がなく、衝動的に敢行する
  - ・「捕まっても代金を払えば許してもらえる」と犯罪意識が甘い



- 高齢者が万引きをする要因
  - 経済的要因…自らの生活が苦しいので、「お金を払いたくない」
  - 身体的要因…判断能力が衰え、「目の前の食べ物が欲しい」
  - 周囲との関係性…一人暮らし。社会と関わりの欠如による孤独。
- 家族としての責任  
家族としての監督責任がある(被害弁償)

認知症高齢者によるトラブル

### 例3. カスタマーハラスメント(カスハラ)

- 法律上は正当な権利があっても、その目的ややり方次第で 客のクレームは犯罪になったり、不法行為に該当する恐れがある。

※物品やサービスの買い手である客と提供者は、基本的には売り主と客の売買・サービス提供契約が成立している。

- **カスハラの事例**
  - 多数の人の前での暴言……………名誉棄損罪
  - 一対一の時の暴言……………侮辱罪
  - 威嚇的な言葉……………脅迫罪
  - 不当な金額の詫び料を要求……………恐喝罪
  - 土下座させたり、大声で謝罪させたり……………強要罪
  - 長時間に亘ってクレームを言い、業務に支障を与える…威力業務妨害罪

監督者の責任

### 家族の責任はどこまで必要か?

(課題) 本人は認知症で自覚できないが、本人を家族としては見守っている家族の責任はどこまであるのか?

#### ※民法第713条(責任能力を欠く者の責任)

- ・ 民法上の不法行為における責任能力について  
本人が責任を弁護する能力がない場合には、その代わりに**法定の監督義務者が被害者の損害賠償を負う**場合がある。
- ・ 刑事法上の責任能力について、  
犯罪は個人の責任であるので、**家族が犯行を助けるなどの共犯者でない限り、家族は刑事責任には問われない。**  
**刑法上、本人が判断能力が欠如していると判断される場合には、「心神喪失」として不起訴になる**



認知症トラブル(被害者の場合)

## 被害を招きやすくする認知症の症状

<主な症状>

- 引きこもり状態・・・「オレオレ詐欺」被害  
寂しい高齢者が頼りにされていることを意気を感じて、助けてあげようとする
- 取り繕い反応・・・「投資詐欺」被害、不動産詐欺  
面倒なことを理解しないまま判ったふりをするので、巧妙に言いくめられる
- 記憶障害・・・・・・「被害情報」不明  
正確な話が効けないので、事実や相手の姿を特定できない
- 被害妄想・・・・・・「高齢者施設での現金窃盗事件発生？」  
事件なのか、物忘れなのかわからない

## オレオレ詐欺にあった場合の対策

1. 警察への通報  
110番通報: すぐに警察に通報し、被害の状況を詳しく伝える。
2. 消費者ホットライン  
消費者ホットラインに電話・相談。
3. 金融機関への連絡  
振込先の銀行に連絡:  
すぐに振り込んだ銀行に連絡し、詐欺被害に遭ったことを伝え、詐欺師の口座を凍結する手続きを依頼する。  
カード会社への連絡:  
クレジットカードを使用された場合は、カード会社に連絡して、カードの利用停止と不正利用の報告を行う。
4. 地域の消費生活センター  
地域の消費生活センターに相談し、被害回復のための助言や支援を受ける。

## 認知症トラブルの予防喚起

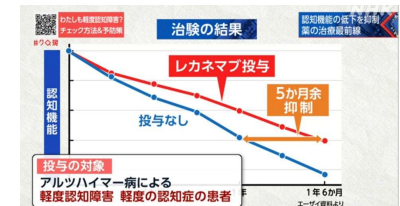
家族や友人による定期的な確認:

認知症高齢者や詐欺のターゲットになりやすい人と定期的に連絡を取り、詐欺のリスクについて注意喚起を話し合うことが必要。

認知症の人にかかわる時の心構え:

- 驚かせない
- 自尊心を傷つけないこと
- 声をかけるときは優しく
- 背後から声をかけない
- 急がせない
- 穏やかにはっきりした口調で
- 会話は本人のペースの合わせて

## 軽度認知症障害



## 4 身近なコンプライアンス問題の高まり

最近、日常生活やビジネスにおいて、コンプライアンスの重要性が高まっている。

### 日常生活のルール

- 仕事上のルール
- 社会的なルール
- 人間関係のルール
- 社会的なルール
- お金のルール
- 家族のルール

### 世代間ギャップによる多様化

ハラスメントなんてしたことない  
ルールを守って生きている

そんな  
あなたが  
実は  
危ない!



こんな「やってしまいがち」なこと  
すべて **アウト**です!

……の可能性もあります。

\*本書の記述は2020年8月現在の法令に基づいています。

## 「ハラスメント」図鑑

### 1. 知らなきゃやばい! 基本のハラスメント?

(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント)

### 2. 今は当たり前! 多様性時代のハラスメント?

(マタニティハラスメント、パタニティハラスメント、ケアハラスメント、ジェンダハラスメント、エイジハラスメント、ボーダレスハラスメント、マリッジハラスメント)

### 3. 想定外では済まされない! ? 職場のあるあるハラスメント?

(不機嫌ハラスメント、エンジョイハラスメント、ノイズハラスメント、スメルハラスメント、ラブハラスメント、リストラハラスメント、スモークハラスメント、時短ハラスメント、アルコールハラスメント)

### 4. こんなシチュエーションでも! 油断できないハラスメント?

(リモートハラスメント、カスタマハラスメント、ワクチンハラスメント、マスクハラスメント)

### ハラスメントの4条件

精神的な攻撃・嫌がらせ  
人間関係の切り離し  
過大な要求  
過小な要求

ご清聴  
有難うございました